

平成26年（く）第24号

申立人（再審請求人） 守 大 助

## 証拠開示命令申立書（2）

2016（平成28）年12月 2日

仙台高等裁判所 第1刑事部 御中

弁護士 阿 部 泰 雄

弁護士 小 関 眞

弁護士 佐 藤 正 明

弁護士 野 呂 圭

弁護士 堀 井 実 千 生  
外

頭書事件につき、下記のとおり、検察官に対し証拠開示命令をされるよう申し立てる。

### 記

#### 第1 開示を求める証拠

検察官が保管する証拠の一覧表（名義のいかんを問わない）

## 第2 開示を求める理由

1 弁護人は、確定審の段階において、裁判所に対し、全面証拠開示請求とともに、検察官に対し証拠の一覧表を開示するよう命じられたい旨の証拠開示命令の申立てをしており、また、再審請求後も、証拠品リスト（証拠の標目）の開示勧告を求めていた。しかるに、検察官は、弁護人の求める証拠等の開示を行わず、裁判所も適切な職権発動をしなかった。

2 本年5月に公布され12月1日施行された「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」による改正刑事訴訟法第316条の14第2項は、「検察官は、・・・被告人又は弁護人から請求があったときは、速やかに、被告人又は弁護人に対し、検察官が保管する証拠の一覧表の交付をしなければならない。」としている。その立法趣旨は、証拠開示を適正かつ円滑に進めさせるとともに、どのような証拠が保管されているか不明のままでは重要な証拠が公判に顕出されない懸念があるため、証拠開示を充実させて被告人の防御を尽くさせることにある。同改正法の規定ないし公判前整理手続に関する諸規定が再審に直接適用されるものではないとしても、上記改正法ないし公判前整理手続に関する諸規定の趣旨は、本件にも妥当する。本件が、現行法のもとであれば当然に公判前整理手続に付されるべき事件であったことに鑑みれば、本件でも被告人及び弁護人の求めに応じて証拠の一覧表が開示されるべきである。

とりわけ、本件の再審請求審においては、検察官が、「鑑定資料の全量消費」や「鑑定によって検出されたのはベクロニウムの未変化体である」という点を含む確定審段階における主張を自ら覆すという異例の事態が生じており、しかも、検察官は、確定審段階では審理の対象とされていなかった証拠によって新たな有罪立証を試みようとしているのである。かかる状況においては、まず検察官保管証拠の全容が明らかにされ、適切な証拠開示が行われなければ、本件について適正な審理を行うことができるはずがない。

3 よって、弁護人は、御庁に対し、検察官に証拠一覧表を開示するよう命じる

ことを、改めて求める。

以上